

インセンティブ発注の取扱いについて（令和 7 年 4 月 1 日適用開始）

1 主旨

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）規定に基づき、平塚市が行う一般競争入札において、工事成績等の優秀な事業者や社会貢献実績等を有する事業者を評価し、優遇措置を適用する入札（以下、「インセンティブ発注」という。）を適正に執行するために、必要な事項を定めるものです。

2 参加資格

- （１）平塚市内に本店を有し、かながわ電子入札共同システム上において入札参加資格を有する者を対象とします。ただし、公告日時点で平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止措置の対象となっている場合は除きます。
- （２）各インセンティブ発注における対象事業者は、次項に定めます。

3 インセンティブ発注の種類及び対象事業者等

種 類	対象事業者	対象工事 (工種)
(1)工事成績優秀事業者	工事成績が優秀で、過去 10 年間に発注案件と同一工種の本市「優良建設工事表彰」を 1 回以上受けている事業者。(JV として表彰を受けている場合は、全ての構成員が対象) ただし、前年度中に完成した本市発注の同種工事において、その工事成績評定点が 65 点未満であった場合は対象とならない。	土木一式、建築一式
(2)主観点優秀事業者	工事成績・災害協定・表彰から成る主観点（最高 45 点）において、20 点以上の優秀事業者。	土木一式、建築一式 電気、管、ほ装
(3)災害協力事業者	市との災害協定を締結している事業者。【別表 1】	土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、造園、測量
(4)災害救助法適用災害対応事業者	災害救助法が適用された災害時に本市から依頼を受け災害復旧対応を行った事業者。【別表 2】	
(5)環境貢献事業者 ※	温室効果ガス排出量削減等に取り組んでいる事業者。【別表 3】	
(6)技術者雇用・育成貢献事業者 ※	若手技術者や女性技術者及び障害者を雇用している事業者。【別表 4】	
(7)ワークライフバランス推進事業者 ※	平塚市イクボス宣言企業制度に登録している事業者。	

※（５）～（７）は複合発注も可能とする。